

議案第 7 号

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年10月21日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

伊賀南部中継所の廃止に伴い、所要の整備を行う。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条の表伊賀南部中継所の項を削る。

第12条中「若しくは伊賀南部中継所」を削り、同条ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。